

「大規模小売店舗立地法における法人代表者の氏名変更に係る届出の要否を地方自治体の自主判断とする件（案）」

1. 背景・目的

- 店舗面積が基準面積を超える大規模小売店舗の立地に当たっては、周辺地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条の規定により、店舗の名称及び所在地、設置者及び小売業者の氏名又は名称及び住所並びに法人代表者の氏名等について、都道府県に届け出なければならないこととされており、同法第 6 条第 1 項の規定により、届出事項に変更がある場合についても同様とされている。当該届出があったときは、都道府県は、同法第 5 条第 3 項及び第 6 条第 3 項の規定により、届出事項の概要、届出年月日及び縦覧場所について公告するとともに縦覧に供することとされているほか、同法第 8 条の規定により、立地市町村への通知及び立地市町村等からの意見聴取並びに意見概要の公告等を行うこととされている。
- 令和 4 年地方分権改革に関する提案募集の結果、長崎県・宮城県・福島県・新潟県・九州地方知事会等より、届出者及び行政側の事務処理の負担が大きくなっているとして、同法及び同施行規則の改正を行い、法人代表者の氏名変更を同法第 6 条第 1 項の届出事項から除外することについて、要望があった。
- 地方分権改革有識者会議、提案募集検討専門部会等での議論を踏まえ、「令和 4 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 4 年 12 月 20 日閣議決定）において、「大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者が法人である場合の代表者の氏名（5 条 1 項 2 号）の変更の届出（6 条 1 項）については、廃止する方向で検討し、令和 5 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされた。
- これを踏まえ、同法及び同施行規則について、所要の改正を検討しているもの。

2. 対応（案）

- 提案団体の意見及び法運用主体（※ 1）に対して実施したアンケート（令和 4 年 8 月）で当該届出を必要と回答した法運用主体も存在したこと（※ 2）を踏まえ、全国一律で届出を廃止するのではなく、法運用主体の判断により届出を廃止できるとしたい。
- ※ 1 都道府県、政令指定都市、都道府県から地方自治法第 252 条の 17 の 2 に基づき本法に関する権限移譲を受けている自治体
- ※ 2 「本法第 6 条第 1 項に基づく法人代表者の氏名の変更届出について、貴自治体としては、必要又は不要か。」との問いに対して、総回答数 164 のうち、36 の法運用主体（22%）が「必要」と回答。